

居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所 鞆の浦・さくらホーム運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社親和が開設する居宅介護支援事業所鞆の浦・さくらホームが行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

(2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、近隣住民との綿密な連携を図るよう努めるものとする。

(事業所の名称、所在地及び場所)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所 鞆の浦・さくらホーム
- (2) 所在地 広島県福山市鞆町鞆136番地23

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 3名（常勤管理者兼務1名、常勤専従1名、非常勤専従1名）
介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8月14日から16日まで、及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室

- (2) 使用する課題分析表の種類 センター方式等活用した独自の課題分析表
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回／月

(指定居宅介護支援のサービス内容)

第7条 この事業所が行う居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者、医療機関その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、福山市鞆町とする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 広島県介護支援専門員の更新研修・主任介護支援専門員更新研修
- (2) 福山地区ケアマネジメント研修会の研修
- (3) その他の研修

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の発生又は再発防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催及び職員への周知
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 職員に対する虐待防止研修の定期的な実施
- (4) 虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) 虐待が疑われる事案を発見した場合の市町村への通報

付 則

この規程は、平成１７年１１月１日から施行する。

平成２０年１１月１日、改定した。

平成２２年４月１日、改定した。

平成２７年６月１日、改定した。

令和６年９月１日、改定した。

令和７年６月１日、改訂した。

令和８年５月１日より下線部改訂する。